

京都市告示第 3 9 9 号

京都市私道の変更又は廃止の手續に関する条例第 2 条の規定に基づき、建築基準法第 4 条第 2 項の道路の変更の承認をいたしましたので、同条例第 4 条の規定に基づき告示します。

その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成 2 4 年 2 月 3 日

京都市長 門 川 大 作

1 認定事項

指定番号	指定年月日	道路の幅員	道路の延長	道路の位置	道路の変更の申請者
第 5871 号	平成 2 4 年 1 月 1 7 日	メートル 4.00	メートル 18.00	京都市上京区武者小路通室町東入梅屋町 466 番(一部)及び 466 番 13(一部)	学校法人 紫明学園 理事長 蜷川親靖

2 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第 1 条に定める本市の休日を除く日の午前 8 時 4 5 分から午後 5 時 3 0 分まで (ただし、正午から午後 1 時までを除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)